

戸籍に記載されていない方へ

～このような方をご存知の方へ～



婚姻中または離婚後300日以内に子どもが生まれたが、(元)夫の子ではなく、出生の届出をしていないためにその子が戸籍に記載されていないなど、戸籍がなくお困りの方はいらっしゃいませんか？

法務局または市町村の戸籍の窓口では、このような方々が戸籍に記載されるための手続きを案内していますので、お一人で悩まずにご相談ください。

問合せ先

釧路地方法務局帯広支局 ☎ 0155 (24) 5823
 帯広市東5条南9丁目1番地1
 役場住民課戸籍年金係 ☎ (574) 2213

住民登録は正しく行われていますか？

住民票（住民基本台帳）には、氏名、生年月日、性別、住所などが記録され、選挙権の行使、就学、国民健康保険や国民年金の給付など、様々な行政サービスの基礎となっています。

住所や世帯に変更があったときは、必ず住民異動届を提出してください。

届出の際には、本人確認書類（運転免許証、パスポートなど）の提示をお願いします。

個人番号カード・住民基本台帳カードをお持ちの方で住民異動届（転入、転出、転居）の手続きをされる場合は、必ず同カードをご持参ください。

届出の種類	届出期間	届出人	届出に必要なもの ＜●必須 ○お持ちの方および該当する方＞												
			転出証明書	個人番号カード	住民基本台帳カード	個人番号通知カード	届出人の印鑑	届出人の本人確認書類	印鑑登録済証明書	加入者 国民健康保険証	後期高齢者保険証	介護保険証	該当者 身体障害者手帳 福祉医療費受給者証※2	所得・課税証明書	
転入届 豊頃町に引っ越してきたとき	転入した日から14日以内	本人または世帯主(同一世帯員可)	○	○※1	○※1	○	●	●						●	○※3
転出届 ほかの市区町村に引っ越すとき	あらかじめ(転出後14日以内を含む)			○	○		●	●	○	●	●			●	
転居届 豊頃町内で引っ越したとき	転居した日から14日以内			○	○	○	●	●	○	●	●	●	●	●	
世帯変更届 世帯主が変わったとき	変更のあった日から14日以内						●	●		●					

※1 前住所地の市区町村であらかじめ転出手続きをしてください
 ※2 重度心身障害者・ひとり親家庭等および乳幼児等医療費受給者証
 ※3 福祉医療費および児童手当受給申請者

DV（ドメスティックバイオレンス）およびストーカー行為等の被害者の方は 申出によって住民基本台帳・附票の交付・閲覧を制限できます。

1 支援措置の内容

DVを受け家を出た被害者の新住所を加害者が把握できないようにするため、また、ストーカー被害者の新住所を加害者が探索できないようにするため、被害者の住民票・戸籍の附票の交付・閲覧を制限することができます。

- 加害者からの閲覧・交付請求を不当な請求として拒否します。
- なりすまし防止のため、被害者（＝支援対象者）からの交付請求にも、その都度、本人確認をより厳格に行います。
- 郵便請求や代理人、使者からの請求には原則応じられません。

2 支援措置を受けるには

- DVおよびストーカー行為等の被害者であり、警察等の機関に相談され支援の必要性があると判断された方が対象になります。
- 被害者から町へ支援措置を求める旨の申出をし、町は支援措置の必要性について警察等の機関に意見を聴き確認します。
- DV等支援措置の期間は、確認の結果を申出者に連絡した日から起算して1年です。期間終了の1か月前から、延長の申出を受け付けます。延長後の支援措置の期間は、延長前の支援措置の期間の終了日の翌日から起算して1年です。

～詳しくは、役場住民課戸籍年金係にお問い合わせください～

問合せ先

役場企画課町づくり推進係 ☎ (574) 2216

問合せ先

役場住民課戸籍年金係 ☎ (574) 2213

町外通勤者助成金の下半期分の交付申請を受付します

～平成28年度より、対象年齢及び助成金額が拡充されました～



本制度は、町内に居住し町外の職場へ通勤する若者に月額7千円分の豊頃町商品券を支給する制度です。平成28年度より、対象年齢及び助成金額が拡充され、町内に居住し町外へ通勤する方（18歳以上40歳以下の方）に月額7千円分の豊頃町商品券を支給します。

助成金交付申請は、下半期（平成28年10月～平成29年3月）分は3月末日までとなっておりますので、次の要件をご確認のうえ、手続き願います。

◆ 申請に必要な書類／

- ① 町外通勤者助成金交付申請書
- ② 雇用証明書（任意様式）
- ③ 町税等納入状況調査承諾書
- ④ 町外通勤者勤務状況証明書

※①、③、④は町企画課備え付けの様式を使用してください。

※④は、通勤実績で証明してください。（「通勤見込み」では不可）（特に3月分の通勤実績については、証明日との整合性にご注意ください）

※平成28年度上半期申請の方で、勤務先に変更がない場合は、②の提出は必要ありません。

◆ 申請書類の提出先／

申請に必要な書類は、町企画課町づくり推進係（担当：滝沢）へ直接または電話で請求のうえ提出してください。

◆ 申請期間／

下半期分：平成29年3月15日～平成29年3月末日まで

◆ 対象要件／

- ① 本町に居住している方
- ② 昭和51年4月2日～平成10年4月1日生まれの方
- ③ 町外通勤日数が **15日以上**の月が3か月以上ある方（町外通勤日数を月15日以上に変更）
- ④ 通勤者および同居家族が町税その他町に対する債務を滞納していない方。
- ⑤ 高等学校、専門学校、大学等に在籍していないこと

◆ 助成基準日／

助成を受けようとする方は9月15日（上期）、3月15日（下期）に対象要件を満たしていること。

◆ 助成金額／

月額7千円分の豊頃町商品券を支給します。勤務実績に応じて支給月数が変わります。

問合せ先

役場企画課町づくり推進係 ☎ (574) 2216